

連載

フィールド・アイ Field Eye

ミュンヘンから——①

明治大学 小西 啓文

Hirofumi Konishi



留学の終焉の時代？

1 留学の終焉の時代？

筆者は、大学から長期在外研究の機会を得て、2019年4月よりドイツはミュンヘンに家族で滞在している。この間、各所から数えきれないほどのご支援・ご協力を受けて、このような滞在が可能になっていることについて、まず、御礼申し上げたい。今年も夫婦で云百枚出す年賀状の作業から解放されたわけであるが、今回、この場を借りて近況報告をさせて頂くことは絶好の機会と考えた次第である。

唐突ではあるが、筆者がいまから約20年前の学生時代に受講したとある講義のなかで、「留学」が取り上げられた回があったと記憶している。そこでは、たしか明治時代以来のわが国における留学の意義のようなものが論じられていたのであった。いうまでもなく、法学部に籍を置くものとしては、明治時代の先学、とりわけ筆者が奉職する明治大学でいえば明治大学の前身である明治法律学校の開校にあたった岸本辰雄（フランスへ留学している）などの名を挙げるべきであろうが、これもあいまいな記憶ではあるものの、そのような留学のもつ（あるいはもっていた）欧米へのキャッチアップ的な意義が時代とともに薄らいでいった過程の方に力点のある講義内容だったと思う。加藤周一『正・続 羊の歌』は高校の国語の授業ですでに触れられており知ってはいたものの、やはりフランスへ留学した加藤周一はその当時のアカデミズムの中心人物だったのだろうし（講義では森有正も取り上げられていた）、筆者が好きな音楽のジャンルでいえば小澤征爾『ボクの音楽武者修行』も、それこそ世界へ飛び出す若者のワクワク感を如実に表していたが、件の

大学の講義で取り上げられた小田実の『なんでも見てやろう』は留学のもつ権威性を笑い飛ばす代表格だったのではないだろうか。

浪人時代、たまたま友人に誘われて某予備校主催の小田実の講演会を覗いてみたことのある筆者は、講義で再び聞いた小田実の名前になんとなく惹かれるものがあり、図書館でその本をとり、読んだという遠い記憶がある。海外にいる今、その本を再度手にとって内容を確認はできないものの、加藤周一の文章の格調とは違う、若者のそれこそ「なんでも見てやろう」というパワーを感じたものであった。

「本を手にとれない」とは書いたものの、やはり心配になって、インターネットで内容を確認してみようとしたら、上記の印象でどうやら正しそうだった——とまで書いてみて、今から20年前の講義の時点と今を比較して、さらに留学の権威が失墜したと思われるのは、このインターネットの急速な普及による。インターネットの時代になぜいまさら海外へ行く必要があるのか——これは飛行機嫌いの筆者の永年の疑問でもあったし、いまなお筆者にとって難題（アポリア）であるが、約10カ月間当地で過ごしてみて、来てみたいとわからないことも多かったと思う。

これから3回をかけて、われわれが当地で体験したことなど紹介したいと思うが、第一回は、小西が受け持ち、第二回は川田、そして第三回は再度小西が受け持つ予定でいる。ところで、これも大学時代の恩師の話で恐縮であるが、留学帰りのある教員は講義で留学を「命の洗濯」と表現していた。いまの筆者は、会話がそこまでできないことも災いし、「選択を間違えたか」と詰まらぬギャグの1つでもいいたいところであるが、「成功談に普遍性はないが、失敗談には普遍性がある」という（また別の）恩師の言葉に従い、第一回は、当地での失敗談を踏まえて、われわれが体験したドイツ社会について（すでに紙幅の半分近くを使ったが）、総論的にご紹介しようと思う。

2 ドイツでの体験について

①住民登録と滞在許可

まず、ドイツに来てしななければならないかつたこと1つに住民登録があった。到着後14日以内（なお、留学をお考えの方は、以下の情報につき、各自確認されたい）にしなければならないということであったが、日本にいる間にネットで手続きのための予約を試

みたところ、行動に出たのが遅かったのも災いし、5月のTermin（「期日」という訳になるのだろうか）しかとれなかった。そこで、到着後間もない4月のある日の朝7時頃に役所へ家族で赴き、すでに出来ていた行列に並ぶことにしたが、同日午後のTerminをようやくとれたという次第であった。

やむなく一度家に帰り出直し、午後に手続きとなったのだが、担当した役人は、数多の人を相手にして疲れているからなのだろうか、本当に事務的に仕事をこなしているという感じであった。筆者の会話力のなさも災いしたのだろうが、他の外国人の知り合いと意見交換しても、一様にその感想は「大変であった」というものだった。

つぎの手続きは、Aufenthaltserlaubnis（滞在許可）の取得であったが、我々はドイツ大使館のホームページでの情報に従い、当地で取得した。こちらの手続きは入国から90日以内ということで、予約も幸い4月下旬にとれた。今度は外国人局（先の住民登録と同じ建物内にある）での手続きだったのだが、住民登録のときよりは役人も穏やかだったのは、研究者相手だとわかっているからと思われる。もっとも、こちらの手続きの方で苦勞した知人もいる。

②健康保険

①の滞在許可の条件の1つに、ドイツ国内で有効な健康保険に入っていることというのがあり、日本出国前にドイツの（外国人向けの）民間保険に入った（ホームページで検索するといろいろと出てくる）。もっとも、日本にいる間にネットで手続きをしておく必要があり、たまたまJLPTでも馴染みの深いドイツ人研究者の日本滞在時にご教示頂きながらなんとかできたが、日本の銀行から国際送金で保険料を払うのも一苦勞だった。

4月に娘をオリンピアパークという、かつてミュンヘンでオリンピックが開催された際に会場として使用された跡地と思われる公園で遊ばせたところ、娘はさっそく怪我をした。祝日だったこともあり、応急処置は公園にスタンバイしていた救急救命医にしてもらい（説明された単語が医療用語で辞書になく、困った）、後日医者にかからせることになった。幸い当地には日本語のわかる女医がいらっしゃり、かかりつけ医にもなってもらったが、その後の金銭のやりとりがこれまた一苦勞であった。

筆者が入った民間保険というのは現物給付 Sachleistung ではなく償還払いの金銭給付 Geldleistung 方式であり、一度、治療費を請求された

とおり銀行から振り込んだ後、保険会社に対して償還払いするよう書類を揃え請求して還付を受けるというものである。すなわち、銀行口座がないと一連の手続きができないというわけである。

銀行口座を開くのもまた厄介で、住民登録後に銀行で口座開設の手続きをしたが、一般に銀行でもTerminをとらないと手続きができない。筆者は幸い、行った銀行ですぐに行員に対応してもらえたが、銀行によっては門前払いになるようなケースすらあるように聞いたこともある。娘の怪我により急いで口座を開かないといけないと事情を説明し、どうにか口座を開くことができたのは、それこそ「怪我の功名」(!?)というところか。

③幼稚園と小学校

最後に、連れてきた娘の預け先を確保しなければならぬが、これも困難を極めた。ドイツ入国半年前から幼稚園の登録をしていたが、一向に返事がなく、それでも「いけばなんとかなるだろう」という安直な気持ちでドイツにきたものの、見通しが甘かった。登録したところだけでなく、いろいろと幼稚園を見て回ったが、ドイツは9月が学期の始まりであり、4月はどこも満杯で、Warteliste（ウェイティングリスト）に沢山の子どもが載っているという有様であった。しまいには、9月から小学校に行きたいなら管轄の小学校に挨拶しにいった方がいい、とある幼稚園の園長にいわれ、ああそうですか、とノコノコ出向いた現地の小学校で、校長から、あなたの娘はドイツ語が話せず、緊急事態に対応できないから、9月からはドイツ語コースのある幼稚園に行ったらどうかと勧められた。幼稚園がいっぱいだから来てみたのに、とそのときは憤ったが、後から振り返ると、小学校入学前には「U9」という健康診断が控えており、通常ドイツ語で検査されるとのことで（英語で可能な場合もあるようだが）、そこで頓挫するやもしれず、校長の発言もあながち理のないことでもなかったのかもしれない。もっとも、その当時はそんな余裕は微塵もなく、娘を結局どこにも預けられないのではないかと、という先の見えない不安感は非常に大きいものであった。

こにし・ひろふみ 明治大学法学部教授。最近の主な論文に、「保険料拠出の意義と被保険者の地位に関するメモランダム」大曾根寛・森田慎二郎・金川めぐみ・小西啓文 [編]『福祉社会へのアプローチ [上巻] 久塚純一先生古稀祝賀』(成文堂, 2019年)。社会保障法専攻。